

社会福祉法人神川町社会福祉協議会基金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営の安定を図るために本会に資金の積立を行い、その管理、運営等に関する事項を規定する。

(基金の種類)

第2条 基金の種類は、次のとおりとする。

(1) 高齢者福祉事業基金

介護保険事業等の剰余金を主財源として、経営の安定化及び介護保険事業等の運転資金に充てる資金とする。

(2) 福祉事業基金

寄附金等を主財源として、本会事業推進のための施設の建設、修繕及び地域福祉事業の実施に充てる資金とする。寄附者等の積立金経過が十分に反映されるように配慮する。

(積 立)

第3条 基金は前条の目的を達成するための寄附金及びその他の収入をもって充てることができる。

(利子等の処理)

第4条 基金から生ずる利子等は、基金に編入する。

(管 理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により、運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、事業の実施に必要な財源に充てるため支出し、又は基金に編入する。

(処 分)

第7条 基金は本会の社会福祉事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(報 告)

第8条 会長は、毎会計年度に際し、基金の運用状況を理事会並びに評議員会に報告しなければならない。

(委 任)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日より施行する。